

議案第 88 号

狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

狭山市自転車駐車場条例（平成 21 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表無料駐車場の部第 6 自転車駐車場の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 2 条に規定する第 6 自転車駐車場に係る第 13 条に規定する違反自転車等に対する措置については、なお従前の例による。

令和 2 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

第 6 自転車駐車場の土地使用貸借契約の終了に伴い、同駐車場を廃止したいので、この案を提出するものである。